

栃木市は非核平和都市宣言

本市は、核兵器廃絶と世界の恒久平和を求める非核平和を推進することを表明するため、平成24年3月1日に「非核平和都市宣言」をしました。

この宣言に基づき各種啓発事業を実施しています。戦争の悲惨さや平和の尊さについて、改めて考えてみてください。

本総務課 ☎(21)2342

栃木市非核平和都市宣言

わが国は、広島・長崎に投下された原子爆弾による世界で唯一の戦争被爆国です。多くの犠牲のもとに戦争の悲惨さ、平和の大切さを学んだ日本国民は、憲法に恒久平和の理想を掲げ、その実現に努めてきました。

しかし、世界各地に核兵器が存在し、人類はその脅威にさらされ続けています。さらに、わが国では東日本大震災による原子力発電所の事故が発生し、再び放射性物質の被害と向き合うことになりました。

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統に育まれてきたまちです。このまちを誇りに思う栃木市民は、核兵器の脅威のない平和で安心して暮らせる社会の実現を求めて自ら行動し、未来を支える子どもたちに戦争の悲惨さ、平和の大切さを伝えていくことを誓います。

そして、核兵器の廃絶と平和で安心して暮らせる社会の実現を全世界の人々に強く訴え、ここに栃木市が「非核平和都市」であることを宣言します。

平成24年3月1日 栃木県栃木市

- ◆日時 8月27日(水) 9時30分～11時30分(受付)
- ◆場所 プラッツおひら(大平町富田)
- ◆本健康増進課 ☎(25)3511
- ◆7月定例教育委員会
- ◆日時 7月25日(金) 9時
- ◆本教育総務課 ☎(21)2461
- ◆8月定例教育委員会
- ◆日時 8月25日(月) 14時
- ◆場所 遊楽々館(岩舟町三谷)
- ◆本教育総務課 ☎(21)2461

永野川緑地公園に寄贈

故坂田三男氏(蘭部町2丁目)より永野川緑地公園にあずまや2基、シェルター12基、ベンチ3基、健康遊具4基(左岸側)等を寄贈いただきました。

生前は、永野川緑地公園をよく利用されて、障害者でも使いやすい施設の整備に活用して欲しい、との思いから寄贈いただいたものです。

あずまや等は、大切に活用させていただきます。ありがとうございました。

本河川緑地課 ☎(21)2413



ベンチ シェルター あずまや

上水道のお知らせ

貯水槽水道の適正な管理をビルやマンションなどで、水道水を受水槽や高架タンクなどの貯水槽にいったん貯めて使用している場合、受水槽から先の施設や水の管理は、貯水槽設置者の責任で行うことになっていきます。

貯水槽の適切な管理を行わないと、水の汚染や水質の悪化などが起こるおそれがあります。

- ・水槽の定期的な清掃
- ・施設の点検
- ・水質の検査(特に色、臭い等水質に異常を感じたときは、速やかに。)の実施など、水の安全のため適正な維持管理をお願いします。

なお、清掃を委託する場合は、資格を持った業者に依頼することが必要ですので問い合わせください。

○水道を使用ください

水道事業では、安心して安全な水道水を送っています。まだ、使っていない方は、ぜひ水道を利用ください。

なお、給水装置工事は、市の指定を受けた給水装置工事

事業者へ申し込みください

○水道料金等の支払いは便利な口座振替で

市内に本・支店のある金融機関および郵便局の窓口にて、通帳・届出印と水道の検針票または水道料金の領収書をお持ちのうえ、申し込みください。

(栃木地域にお住まいの方) 水道工務課(栃木水道庁舎内) ☎(25)2105

(大平・藤岡・岩舟地域の方) 南部水道事務所(大平総合支所内) ☎(43)9221

(都賀・西方地域の方) 北部水道事務所(西方総合支所内) ☎(92)0317

平成26年度狩猟免許試験

- ①日時 8月24日(日) 9時30分
- ◆場所 県安蘇庁舎(佐野市堀込町)
- ◆免許の種類 わな猟免許、第一種銃猟免許
- ◆申込期間 8月4日(月)～14日(木)
- ②日時 平成27年1月28日(水) 9時30分
- ◆場所 県上都賀庁舎(鹿沼市今宮町)、国府公民館(惣社町)
- ◆免許の種類 わな猟免許
- ◆申込期間 平成27年1月9日(金)～16日(金)
- ◆申込・問合せ先 県南環境森林事務所環境企画課 ☎0283(23)1441
- ◆問合せのみ
- 本農 課 ☎(21)2289
- 大 産業振興課 ☎(43)9212
- 藤 産業振興課 ☎(62)0906
- 都 産業振興課 ☎(29)1104
- 西 産業振興課 ☎(92)0313
- 岩 産業振興課 ☎(55)7789

家を建てる時に、敷地に接する道路が幅員4m

敷地に接する道路が幅員4m未満の場合、敷地は建築基準法で定められた道路(原則幅員4m以上)に接していないことになります。ただし、幅員4m未満の道路であつても建築基準法の適用を受ける前から建築物が立ち並んでいる道路(法42条2項道路)に接している場合は、建築物を建てるときに道路の中心線から2mの線まで敷地を後退させることで、幅員4mの道路があることみなして建築することが出来ます。

この後退した部分は道路と同じ扱いとなり建物や塀などを造ることはできません。

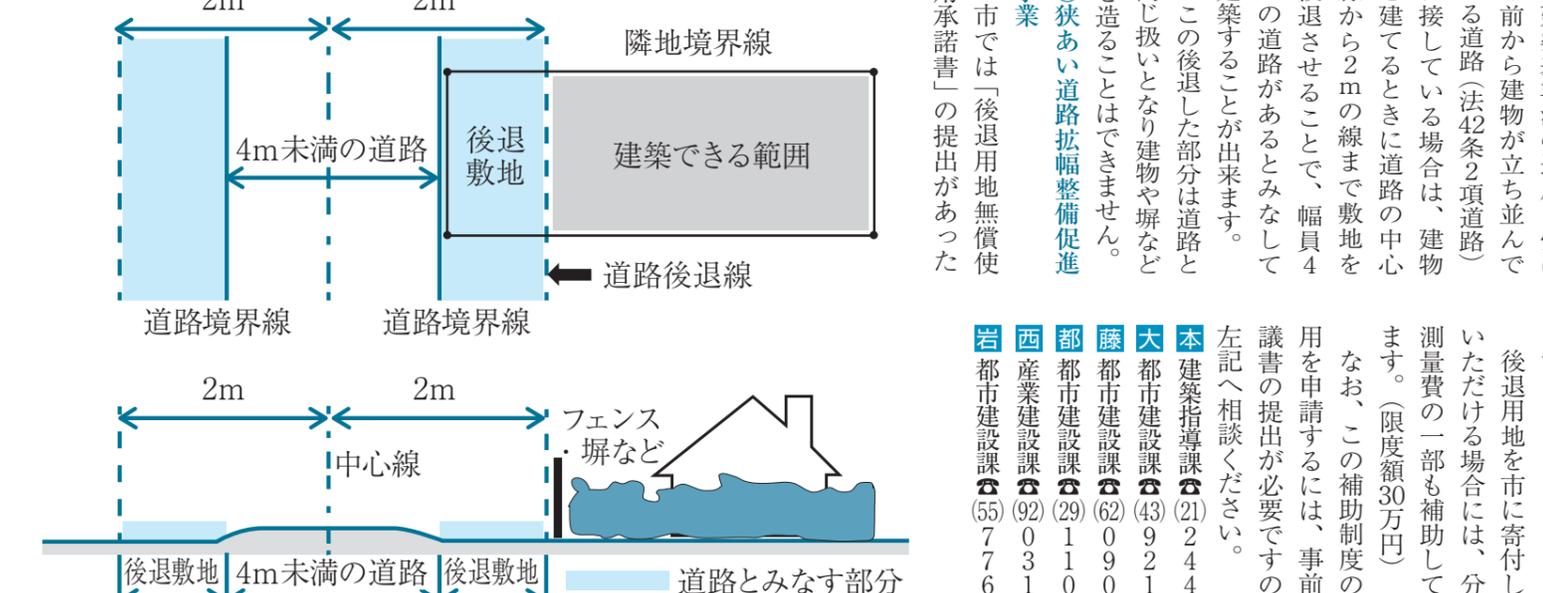
○狭い道路拡幅整備促進事業

市では「後退用地無償使用承諾書」の提出があつた場合、後退部分を道路として整備し維持管理を行います。また、固定資産税の非課税措置や後退に伴う塀や門の撤去費用の一部補助制度(限度額10万円)があります。

後退用地を市に寄付していただける場合には、分筆測量費の一部も補助しています。(限度額30万円)

なお、この補助制度の利用を申請するには、事前協議書の提出が必要ですので左記へ相談ください。

- 本 建築指導課 ☎(21)2441
- 大 都市建設課 ☎(43)9215
- 藤 都市建設課 ☎(62)0908
- 都 都市建設課 ☎(29)1105
- 西 産業建設課 ☎(92)0314
- 岩 都市建設課 ☎(55)7768



市町村税徴収強化月間2014夏

納税の公平と徴収の確保を図るため、7月～8月を「市町村税徴収強化月間2014夏」として、栃木県との協働により県下一斉に徴収の強化に取り組んでいます。

市税の滞納は納期内に税金をきちんと納めている大多数の皆さんとの公平性を欠くこととなります。また、督促状の送付などの経費に余分な税金を使うことにもなりません。そのため、市では収入や財産がありながら滞納者に対しての滞納処分(差押えなど)を強化していきます。皆さんの自主的な納期内での納付をお願いいたします。

○滞納解消へ向けた取組

○納税相談 市税などを納期限までに納めることが困難な方の相談。

○納税催告 納期限を過ぎても納付のない方に対し、催告書の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問。

○財産調査 滞納者の財産について官公署・金融機関・生命保険会社・勤務先などに対して調査(※これらの調査は法律に基づき、滞納者に事前に了承を得ずに行うことができます)

○滞納処分 預貯金や生命保険、給与のほか自動車・不動産などへ滞納処分(差押)。滞納処分後も納付されない場合、滞納処分財産の公売・取立

本収 税 課 ☎(21)2281

納税の公平と徴収の確保を図るため、7月～8月を「市町村税徴収強化月間2014夏」として、栃木県との協働により県下一斉に徴収の強化に取り組んでいます。

市税の滞納は納期内に税金をきちんと納めている大多数の皆さんとの公平性を欠くこととなります。また、督促状の送付などの経費に余分な税金を使うことにもなりません。そのため、市では収入や財産がありながら滞納者に対しての滞納処分(差押えなど)を強化していきます。皆さんの自主的な納期内での納付をお願いいたします。

○滞納解消へ向けた取組

○納税相談 市税などを納期限までに納めることが困難な方の相談。

○納税催告 納期限を過ぎても納付のない方に対し、催告書の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問。

○財産調査 滞納者の財産について官公署・金融機関・生命保険会社・勤務先などに対して調査(※これらの調査は法律に基づき、滞納者に事前に了承を得ずに行うことができます)

○滞納処分 預貯金や生命保険、給与のほか自動車・不動産などへ滞納処分(差押)。滞納処分後も納付されない場合、滞納処分財産の公売・取立

本収 税 課 ☎(21)2281